

平成 15 年 1 月 9 日

土木事務所 建築課（係）長 様
地域振興局土木課副課長（建築担当） 様
地区振興事務所 行政課 建築係長 様

新潟県土木部 都市局
建築住宅課 建築指導係長

建築物の防火避難規定の解説 2002 の P.84、P.135 の取扱いについて

平成 14 年 12 月 26 日開催の新潟県建築行政担当者会議で配付した「建築物の防火避難規定の解説 2002」の取扱いについては下記のとおりとします。（施行時期：通知受理後適宜）

記

1 P.84 排煙告示 平 12 建告第 1436 号の第四号ハ及びニの適用の範囲

P.84 中、②については、適用しない。

すなわち、従来どおりの取扱いとし、廊下については、室として扱わず、排煙設備を設ける。（新・排煙設備技術指針 1987 年版質疑応答 P.146 「e」のとおり）

2 P.135 防火上主要な間仕切り壁

今回の解説書のとおり、防火上主要な間仕切り壁については、原則として主要構造部として取り扱う。

従来、H10 法改正前で例えば、耐火建築物に設ける場合であっても主要構造部に該当しないときには防火構造以上であれば可としていたが、今後、防火上主要な間仕切り壁については、原則として主要構造部として取り扱うこととし、建築物の構造種別（耐火、準耐火）によりそれぞれ耐火性能が要求されることとなる。